

申請をお忘れなく！

高額医療

高額介護

合算療養費制度

●問合先

- 市役所国保年金課 国保G 内線102、103、104
- 市役所国保年金課 医療福祉G 内線107、108
- 市役所介護福祉課 介護保険G 内線172

自己負担額は、同じ世帯に属する方全員の分を合算して計算します。ただし、同一世帯でも対象年度の末日（7月31日）に異なる医療保険（後期高齢者医療、国保、社会保険等）に加入していた場合は、それぞれの医療保険ごとに合算して計算します。

世帯の負担額を合算した額から、自己負担限度額（下表）を差し引いた分（500円を超える場合に限る）が支給されます。

計 算 方 法

世帯で同じ医療保険の加入者が1年間（毎年8月～翌年7月）に支払った「医療費」と「介護サービス費」の自己負担額の合計が算定基準を超えたときに、申請によりその超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給される制度です。

自己負担限度額（年間）

保険者等区分		所得区分	限度額
後期高齢者医療 + 介護保険		現役並み所得者	67万円
		一般所得者	56万円
		低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円
国保 または 社会保険等 + 介護保険	70～74歳	現役並み所得者	67万円
		一般所得者	56万円
		低所得者Ⅱ	31万円
	70歳未満	低所得者Ⅰ	19万円
		上位所得者	126万円
		一般所得者	67万円
		住民税非課税世帯	34万円

- 後期高齢者医療の所得区分
- ▽現役並み所得者：同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある70歳以上の方
- ▽低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税の方

支給申請のお知らせを送付

支給の対象となる被保険者の方には、支給申請のお知らせを送付します（平成25年1月予定）。計算期間中（毎年8月1日～翌年7月31日）に加入する医療保険、介護保険の種類が変わった方、または死亡や転出・転入した方は、支給申請のお知らせが届いていなくても、支給対象になる場合がありますので、支給要件に該当するか確認してください。

- ▽低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下の方（例：年金収入が80万円以下等）
- ▽一般所得者：いずれの所得区分にも該当しない方
- *国保または社会保険等加入の方は、加入している保険にお問い合わせください。

ノロウイルス 予防4か条

- ①食品対策 生ものを食べるのを極力避け、85℃で1分以上加熱調理しましょう。
- ②手洗い 調理の前後、食事の前、トイレやおむつ交換後などは、必ずせっけんをよく手を洗いましょう。
- ③衛生管理 調理器具は、熱湯や次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）を使い殺菌しましょう。
- ④汚物処理 嘔吐物、ふん便処理は、マスクと使い捨て手袋を着用し、周りを汚染しないようにしましょう。

●問合先 竜ヶ崎保健所
☎0297 - 62 - 2161



ECO ライフを 楽しもう！

電気こたつ編

布団は厚く！ 温度は低く！

○こたつ布団に、上掛けと敷布団をあわせて使う。

年間で電気32.48kWhの省エネ＝約710円の節約
※こたつ布団だけの場合と、上掛け・敷布団併用の場合の比較（1日5時間使用）

○設定温度は低めに。

年間で電気48.95kWhの省エネ＝約1,080円の節約
※設定温度を「強」から「中」に下げた場合の比較（1日5時間使用）

省エネレッスン

こたつは主に腰から下を暖める暖房機器なので、上半身は寒くなりがち。カーディガンなどを1枚多めに着込むことが温かさのポイントです。ストーブやエアコンなど、他の暖房機器と併用する場合は、控えめな設定温度を。

▷出典（一財）省エネルギーセンター「家庭の省エネ大事典」